

市町村行動計画に盛り込むべき内容と現在の取組み状況

市町村行動計画に盛り込むべき内容	取組み状況等
放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み及び目標整備量【変更】	余裕教室やコミュニティセンター等の公共施設、民間物件等を活用し、児童クラブの受け皿確保に努めている。
一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の平成 35 年度に達成されるべき目標事業量【変更】	仙台市放課後子ども総合プラン運営委員会において、両事業の連携は、国の一体型等にとらわれず、そのあり方を検討することとしている。
放課後子ども教室の平成 35 年度までの実施計画【変更】	地域の関係者等と調整しながら、放課後子ども教室を整備している。
放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策	仙台市放課後子ども総合プラン運営委員会において、両事業の連携は、国の一体型等にとらわれず、そのあり方を検討することとしている（再掲）。
小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への活用に関する具体的な方策	放課後児童クラブを新設等する場合は、学校施設を中心に整備している他、教育委員会と余裕教室等の活用に関する協定書を締結し責任体制を明確化している。
放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策	放課後子ども総合プラン実施にあたり、教育委員会と連携し情報交換や情報共有を図っている。
特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策【新規】	要支援児対応職員の加配、巡回指導、児童館特別支援コーディネーター養成研修等を実施している。
地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組み	全ての放課後児童クラブにおいて、平日及び長期休業日等に 19 時 15 分まで延長して実施している。
各放課後児童クラブが、放課後児童クラブの役割 [※] をさらに向上させていくための方策【新規】	児童の発達や要支援児・高学年児童への対応等に関する職員研修を実施している。
放課後児童クラブの役割 ^{※1} を果たす観点から、各放課後児童クラブにおける育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策【新規】	児童館、小学校、町内会等から構成される運営委員会や保護者説明会において、放課後児童クラブの取組み内容等を周知している。

※ 児童が放課後児童支援員の助けを借りながら、基本的な生活習慣や異年齢児童等との交わり等を通じた社会性の習得、発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができる「遊びの場」「生活の場」として、子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る役割